

# 第1編 総論



## 第1編 総論

### 第1節 計画の目的等

#### 第1 計画の目的

日光市地域防災計画は、日光市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### 第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条及び日光市防災会議条例に基づき、日光市防災会議が策定するものであり、市、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

市は、この計画に基づき具体的計画を定め、その推進を図る。

#### 第3 計画の構成

この計画は、当市の地域における震災、風水害、火山災害、火災・事故災害等の対策を体系化したものであり、次の各編から構成される。

- 1 総論
- 2 震災対策編
- 3 風水害等対策編（火山災害対策、火災・事故災害対策を含む。）

#### 第4 修正

市、防災関係機関等は、引き続き防災に関する調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

## 第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急及び復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

### 第1 防災関係機関等の責務

#### 1 市

市は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、市の地域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言その他適切な措置を行う。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び市民

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

## 第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

## 1 市

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日 光 市	<p>1 災害予防対策</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備・改善</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施</p> <p>(3) 都市整備、治水等災害に強いまちづくりの推進</p> <p>(4) 災害危険箇所の災害防止対策</p> <p>(5) 防災に関する施設・設備の整備、点検</p> <p>(6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</p> <p>(7) 防災行政無線の整備、運用、点検</p> <p>(8) 県、他市町村、防災関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>(9) 自主防災組織等の育成支援</p> <p>(10) ボランティア活動の環境整備</p> <p>(11) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</p> <p>(12) 避難施設の確保・整備</p> <p>(13) その他法令及び日光市地域防災計画に基づく災害予防の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</p> <p>(2) 活動体制の確立、他機関との連携による応援協力体制の確立</p> <p>(3) 災害救助法の運用</p> <p>(4) 消火・水防等の応急措置活動</p> <p>(5) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</p> <p>(6) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</p> <p>(7) 緊急輸送体制の確保</p> <p>(8) 緊急物資の調達・供給</p> <p>(9) 災害を受けた児童、生徒の応急教育</p> <p>(10) 施設、設備の応急復旧</p> <p>(11) 防犯、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持</p> <p>(12) 市民への広報活動</p> <p>(13) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入</p> <p>(14) その他法令及び日光市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>(1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>(2) 民生の安定化策の実施</p> <p>(3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>(4) その他法令及び日光市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施</p>

第1編 総論

2 消防機関等

① 消防本部等

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日光市消防本部 (今市消防署) (日光消防署) (藤原消防署)	1 災害予防対策 (1) 消防力の維持・向上 (2) 市と共同での地域防災力の向上 (3) 防災用資機材の整備 (4) 危険物施設等の安全対策 (5) 自主防災組織の育成強化 (6) 通信施設の防災対策・整備促進 2 災害応急対策 (1) 災害情報の収集・伝達 (2) 救助救出活動・消火活動 (3) 水防活動 (4) 避難誘導活動 (5) 行方不明者等の搜索 (6) 危険物施設等災害拡大防止活動 (7) その他災害対策本部長が指示する応急対策

② 消防団

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日光市消防団 連合会 (今市消防団) (日光消防団) (藤原消防団) (足尾消防団) (栗山消防団)	1 災害予防対策 (1) 団員の能力の維持・向上 (2) 市及び消防本部等が行う防災対策への協力 2 災害応急対策 (1) 情報収集・広報 (2) 消火・水防活動 (3) 救助活動 (4) 避難誘導活動 (5) 行方不明者等の搜索 (6) その他災害対策本部長が指示する応急対策

3 警察署

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
今市警察署 日光警察署	1 災害予防対策 (1) 災害警備計画の策定 (2) 災害装備資機材の整備 (3) 危険物の保安確保に必要な指導、助言 (4) 防災知識の普及 2 災害応急対策 (1) 災害情報の収集・伝達 (2) 被災者の救出・負傷者等の救護 (3) 行方不明者の調査・搜索 (4) 危険箇所の警戒、市民に対する避難指示・誘導

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
	(5) 被災地、避難場所、重要施設の警戒 (6) 緊急交通路の確保 (7) 交通の混乱防止、交通秩序の維持 (8) 犯罪の予防、災害における社会秩序の維持 (9) 広報活動 (10) 死体の検分・検視

## 4 県

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃 木 県	1 災害予防対策 (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 2 災害応急対策 (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 (3) 専門家等の派遣要請 (4) 災害救助法の運用 (5) 消火・水防等の応急措置活動 (6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (8) 緊急輸送体制の確保 (9) 緊急物資の調達・供給 (10) 災害を受けた児童、生徒の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 (13) 県民への広報活動 (14) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 (15) 県外避難者の受入れに対する総合調整 (16) 住民の避難・屋外退避、立入り制限

第1編 総論

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
	(17) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 (18) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 3 災害復旧・復興対策 (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 (5) 損害賠償の請求等に係る支援 (6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

5 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動、相互応援の指導・調整に関する事 2 他管区警察局、警察庁との連携に関する事 3 管区内各県警察、防災関係機関等から情報収集・報告連絡に関する事 4 警察通信の確保、統制に関する事
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	1 災害における金融上の措置に関する事 2 地方公共団体に対する融資に関する事 3 国有財産の管理・処分に関する事
関東総合通信局	1 電波、有線電気通信の監理に関する事 2 防災・災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関する事 3 災害時における非常通信の確保に関する事 4 非常通信訓練の計画、その他についての指導に関する事 5 非常通信協議会の運営に関する事 6 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関する事 7 電気事業者の被災・復旧状況を把握する事 8 放送局の被災・復旧状況を把握する事
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる事
栃木労働局 (日光労働基準監督署) (日光公共職業安定所)	1 産業安全(鉱山関係を除く)に関する事 2 雇用の安定、雇用保険失業給付の特例支給に関する事 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関する事



機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関東農政局 (栃木農政事務所)	災害時の主要食料の需給に関する事
関東森林管理局 (日光森林管理署)	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する事 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事 3 国有林林産物等の安全性の確認に関する事
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉱業従事者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関東東北産業保安 監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の 保全に関する事 2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関する事
関東地方整備局 (渡良瀬川河川事 務所) (日光砂防事務所) (鬼怒川ダム統合 管理事務所) (宇都宮国道事務所)	直轄する河川・砂防・道路についての計画、工事、管理を行うほか、次の事項に関する事。 1 災害予防対策 (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、「災害時の情報交換に関する協定」に基づく職員の派遣、予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動、土砂法に基づく緊急調査、避難誘導等 (3) 建設機械と技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 (6) 災害時のための応急資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関する事 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
関東運輸局 (栃木運輸支局)	1 運輸事業の災害予防に関する事 2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送(迂回輸送を含む)等に関する指導、調整に関する事 3 輸送事業の復旧、復興に関する事

第1編 総論

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
東京航空局 (東京空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における航空機の輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事</li> <li>2 遭難航空機の捜索、救助に関する事</li> <li>3 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関する事</li> </ol>
東京管区气象台 (宇都宮地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること</li> <li>2 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること</li> <li>3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努めること</li> <li>4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、気象等に係る支援情報の提供を行うこと</li> <li>5 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと</li> <li>6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関する事</li> <li>7 その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること</li> </ol>
関東地方環境事務所 (日光自然環境事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の国立公園内の状況調査に関する事</li> <li>2 災害に関する情報の提供及び伝達に関する事</li> <li>3 災害時の避難等に対する協力に関する事</li> <li>4 有毒物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>5 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</li> <li>6 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</li> </ol>
関東地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事</li> <li>2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事</li> <li>3 地殻変動の監視に関する事</li> </ol>

6 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
陸上自衛隊 第12特科隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 天災地変その他災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること</li> </ol>

## 7 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日本郵便(株) 関東支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便、その他の事業の業務通行管理及びこれらの施設等の保全に関する事</li> <li>2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事</li> <li>3 災害特別事務取扱いに関する事               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>(3) 被災地宛て救援用郵便物の料金免除</li> <li>(4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</li> <li>(5) 被災者救援のための寄附金送金用通常振替の料金免除</li> </ol> </li> </ol>
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと</li> <li>2 災害により路線が不通となった場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと</li> <li>(2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること</li> </ol> </li> <li>3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視、及び場合によっては巡回監視を行うこと</li> <li>4 死傷者の救護及び処理を行うこと</li> <li>5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと</li> <li>6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと</li> </ol>
東日本電信電話(株) 栃木支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事</li> <li>2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関する事</li> <li>3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関する事</li> <li>4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事</li> <li>5 災害復旧及び被災地における情報流通について住民、国、県、市町村、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関する事</li> </ol>
KDDI(株) 小山テクニカルセンター ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信施設の運用と保全に関する事</li> <li>2 災害時における通信のそ通の確保に関する事</li> </ol>

第1編 総論

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
(株)NTTドコモ 栃木支店	1 移動通信施設の運用と保全に関すること 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関すること
東京電力パワーグリ ッド(株)栃木北支社	1 電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること
日本赤十字社 栃木県支部	1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3 義援金品の募集、配分に関すること 4 日赤医療施設等の保全に関すること 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること
日本放送協会 宇都宮放送局	1 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害、気象の予報、警報、避難、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
日本通運(株) 宇都宮支店	災害応急活動のため、車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること

## 8 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
(一社)栃木県LPガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関すること 2 災害時におけるガスの供給に関すること
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	1 住民に対する防災知識の普及に関すること 2 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
東武鉄道(株) 関東自動車(株)	1 鉄道施設等の安全・保全に関すること 2 災害時における輸送対策に関すること
栃木県道路公社	1 有料道路の保全及び復旧に関すること 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
(一社)栃木県医師会 (社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関すること
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること
(一社)栃木県建設業協会	災害時における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日光市土地改良区 (板橋、芝河原、塩野室、小林用水、下河原、行川流域、大谷川流域、田川流域、岩崎地区、小林、猪倉、藤原町堰場川)	水門、水路の操作に関すること
J A か み つ が 日 光 森 林 組 合	1 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること 2 農林産物等の災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林業家に対する融資、又はそのあっせんに関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 5 飼料、肥料等の確保対策に関すること 6 農林産物等の出荷制限等への協力
日光商工会議所 足尾町商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力、あっせんに関すること
上都賀郡市医師会 北部医師会	災害時における救急医療活動に関すること
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練等の実施に関すること 2 災害時における負傷者等の医療と助産救助に関すること
日光市社会福祉協議会	1 災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力に関すること 2 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること 3 ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること 4 ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関すること
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における入所者の安全確保に関すること
自主防災組織・自治会等	1 備蓄の推進、防災訓練の実施又は参加に関すること 2 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、防犯その他市が行う災害応急対策についての協力に関すること
運 輸 業 者	災害時における緊急輸送の協力に関すること
一 般 建 設 業 者	災害時における応急復旧の協力に関すること
危険物関係施設管理者	災害時における危険物の施設の安全確保に関すること
市 民	1 自ら災害に備えるための手段を講ずること 2 自主防災組織などの自発的な防災活動に参加すること

### 第3節 日光市の概要

当市の自然環境、社会的条件等を明らかにし、当市の現状に即した的確な対応の実施に資する。

#### 第1 自然環境

##### 1 位置及び面積

当市は、栃木県の北西部に位置し、群馬県、福島県に接し、南は宇都宮市、鹿沼市に、西は群馬県みどり市、片品村、沼田市に、北は福島県檜枝岐村、南会津町に、東は那須塩原市、塩谷町に接している。

市の総面積は約1,450km<sup>2</sup>で、県土のおよそ4分の1を占めるという、広大な面積を誇り、全国でも3番目の広さである。わが国は国土の約6割が森林面積であるが、当市においては約87%を占め、豊かな自然環境の源となっている。

#### 【市域】

(世界測地系)

	広狭		東経	北緯
東西の距離	47.1 km	極東	139° 51' 10"	
		極西	139° 19' 35"	
南北の距離	54.5 km	極南		36° 36' 04"
		極北		37° 05' 31"

##### 2 地形・地質

当市には、北部と南西部に市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成されている。南部は、大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地(平地)となっている。足尾山地北部から中禅寺湖周辺、帝釈・大佐飛山地には中生代末期の火山活動による酸性火山岩類が広く分布する。また、平地部には主に砂礫と火山灰からなる新生代の第四紀の地層から成っている。

標高は、県最高峰である日光白根山が約2,578m、一番低い行川の谷が約200mで、その差は約2,380mにもなる。扇状地に広がった盆地、河川沿いの急傾斜地、1,500～2,000m級の山々が重なった山地・渓谷型地形など、起伏に富んだ地形が形成されている。

河川は、鬼怒川水系と渡良瀬川水系の2つに分かれる。鬼怒川水系には、男鹿川、大谷川、砥川、板穴川、小百川等の急流河川が多くみられる。また、山間部には、中禅寺湖、川俣湖、華厳滝、戦場ヶ原、鬼怒沼湿原をはじめとする多くの湖沼、滝、高層湿原がある。

#### 【地域別の特性】

地域名	地域別の特性
今市地域	◇中央部に火山灰大地からなる今市扇状地が広がる盆地上の地形をつくり、当市の中では最も人口集積が進んでいる。 ◇北部は2,000m級の急峻な山地で、急流河川が流れている。 ◇西部、南部も山地であり、西部の山地は今市地震の震央であった。
日光地域	◇標高約590mの市街地中央部から、標高約1,500mの高地まで住家が分布している。

第1編 総論

地域名	地域別の特徴
	<p>◇市街地南部は、大谷川沿岸の沖積低地の地形である。</p> <p>◇地域面積の約73%が日光国立公園に指定されている。</p>
藤原地域	<p>◇総じて急傾斜地が多く、狭隘で起伏に富んだ地形である。</p> <p>◇鬼怒川、男鹿川の川沿いに広がるわずかな平坦地、緩やかな傾斜地に、市街地や集落が形成されている。</p> <p>◇山岳地帯を流れる鬼怒川、男鹿川に、龍王峡をはじめとする美しい溪谷が見られる。</p>
足尾地域	<p>◇渡良瀬川の最上部にあり、全域が山地である。</p> <p>◇険しい高山（壮年期山地）で囲まれている。</p> <p>◇中央に備前楯山がそびえている。</p> <p>◇渡良瀬川をつくった狭い段丘面に唯一の平地があり、住宅が密集し工場や耕地が散在している。</p>
栗山地域	<p>◇標高1,500～2,000m級の山々が重なり合った溪谷型の地域である。</p> <p>◇帝釈山、葛老山を結ぶ稜線を境にして南に鬼怒川水系、北に湯西川水系が貫流している。</p> <p>◇両水系の河岸段丘に総面積の1%未満のわずかな平地に集落が点在している。</p> <p>◇地域面積の約78%が日光国立公園及び尾瀬国立公園に指定されている。</p> <p>◇日光山地では溶岩台地や熔岩円頂丘などの地形がみられる。</p>



## 第2 人口の状況

### 1 人口

平成28年12月現在の住民基本台帳によれば、当市の総人口は、85,072人で、今市地域が市の総人口の約70.1%を占めている。次いで日光地域の15.5%、藤原地域の10.5%、足尾地域の2.4%、栗山地域の1.5%の順となっている。

また、平成2年から平成27年までの国勢調査の推移を見ると、当市の総人口は、平成17年から平成27年までの10年間で10,905人減少し、減少率は11.6%であり、今後もかなりの人口減少が進むと予測される。特に減少率が高いのは、足尾地域の約21%、栗山地域の27%である。

平成28年12月現在の住民基本台帳による人口密度は、1km<sup>2</sup>あたり58.68人とかなり低い状況にある。最も人口密度の高い今市地域が244.96人、最も低い栗山地域が3.06人である。

#### 【人口・人口密度等の現況】

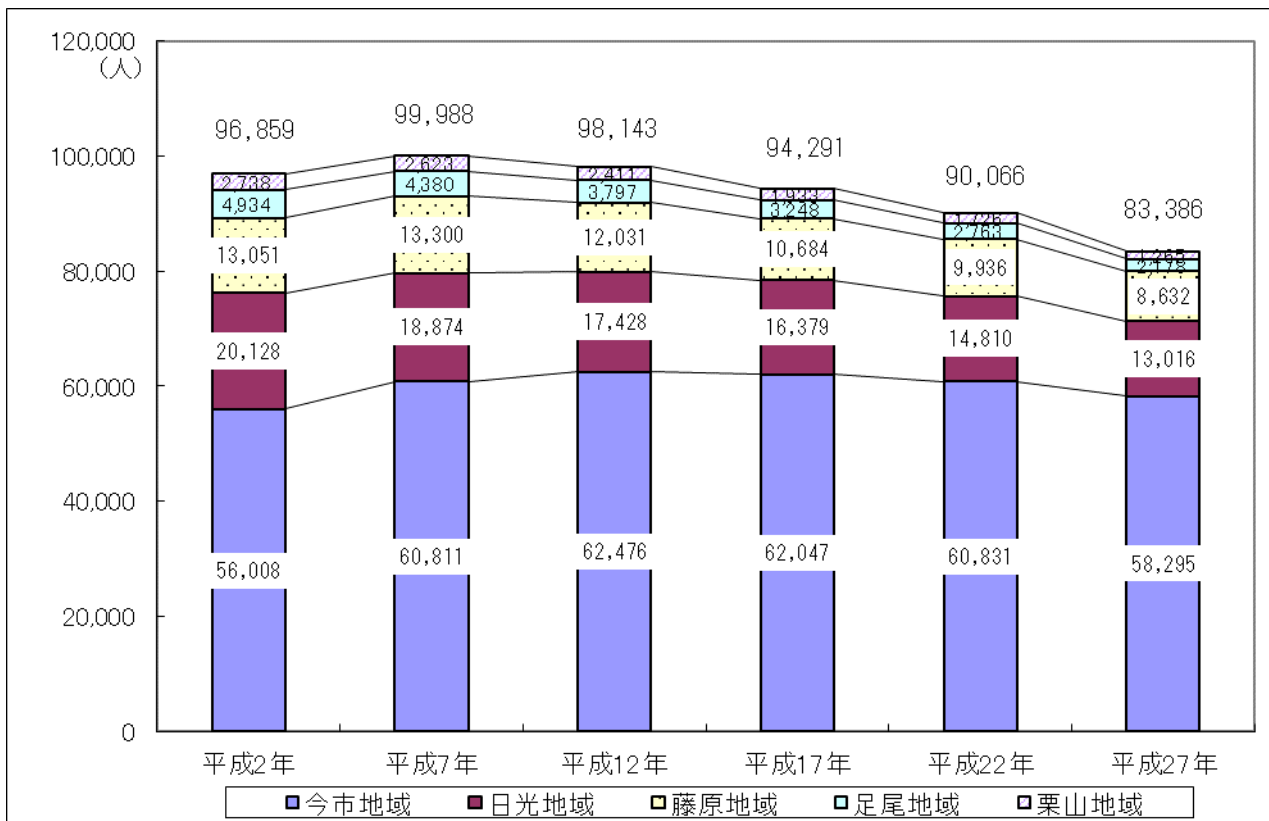
(人、km<sup>2</sup>、人/km<sup>2</sup>)

	日光市	日光市				
		今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
人口	85,072	59,656	13,155	8,894	2,061	1,306
面積	1,449.83	243.53	320.89	272.26	185.79	427.36
人口密度	58.68	244.96	41.00	32.67	11.09	3.06

(平成28年12月現在：住民基本台帳)

注) 市全域の面積については、国土地理院による「全国都道府県市区町村別面積調」(毎年公表)の計測方法の変更に伴い従来の1449.87kmから1449.83kmに変更。

#### 【人口推移】



(国勢調査)

## 2 世帯数・1世帯当たりの構成人員

平成28年12月現在の住民基本台帳による当市の世帯数は36,399世帯で、1世帯当たりの構成人員は2.34人（平成27年国勢調査結果は2.50人）となっており、県平均（2.44人）を下回っている。

また、平成2年国勢調査からの推移を見ると、各地域・市全体値とも年々減少しており、特に今市地域では、平成2年に比べると0.7人の減少となっている。平成28年12月の住民基本台帳では、藤原地域及び足尾地域が2人を割っている状況である。

今後も、核家族化の進行が続くと考えられ、その結果、高齢者（避難行動要支援者）となる世帯の増加が予想される。

避難行動要支援者：災害対策基本法第49条の10第1項

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。

要配慮者：災害対策基本法第8条第2項第15号

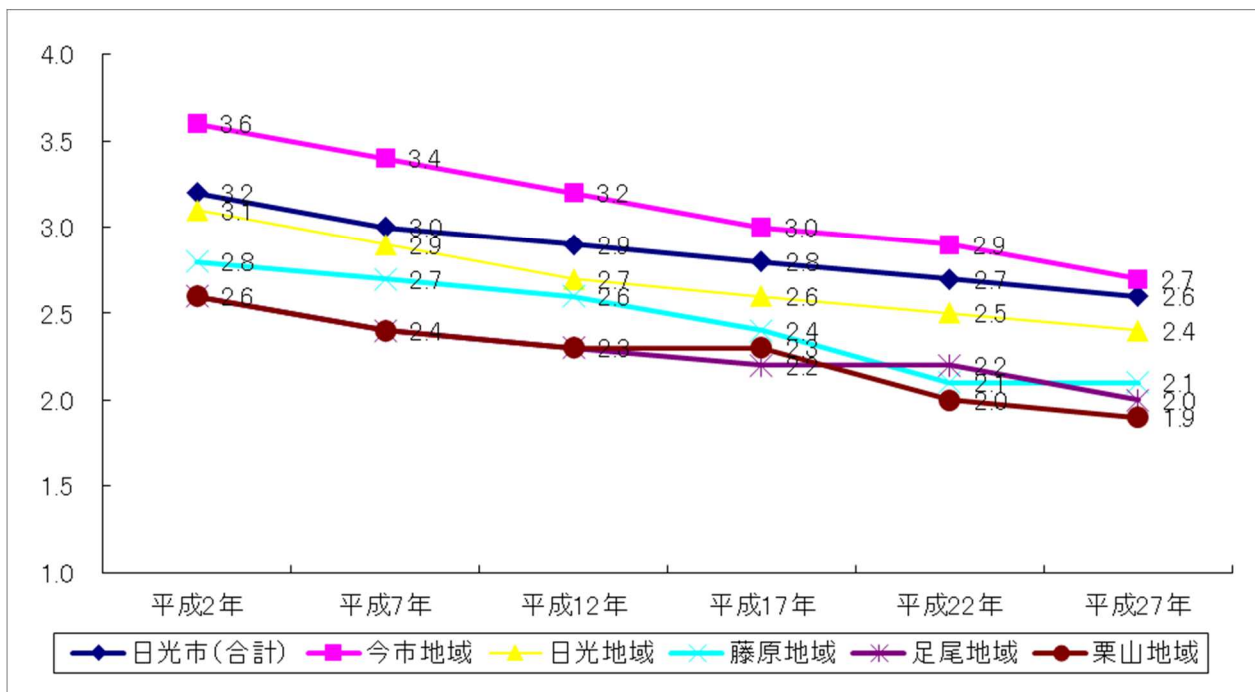
高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者

### 【世帯数・1世帯当たりの人員の現況】

(人、世帯)

	日光市					
	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	世帯
世帯	23,986	5,962	4,523	1,280	648	36,399
1世帯当たりの人員	2.49	2.21	1.97	1.61	2.02	2.34

(平成28年12月現在：住民基本台帳)



(国勢調査)

## 3 年齢階層別の状況

平成28年12月現在の住民基本台帳によれば、当市の年齢階層別人口は、15歳未満の年少人口は8,769人、総人口の10.3%、15歳以上～65歳未満の生

産年齢人口は48,614人、57.15%、65歳以上の高齢者人口は27,689人、32.55%(高齢化率)である。

国勢調査によると、年少人口は減少を続け、20年間で4割程度的大幅減少となり、生産年齢人口も減少傾向にある。その一方、高齢者人口は増加を続け、20年間で6割以上の大幅増加となっている。高齢化率を見ると、足尾地域が25年間に24.7ポイント上昇し52.1%となり、人口の半数以上が高齢者である。

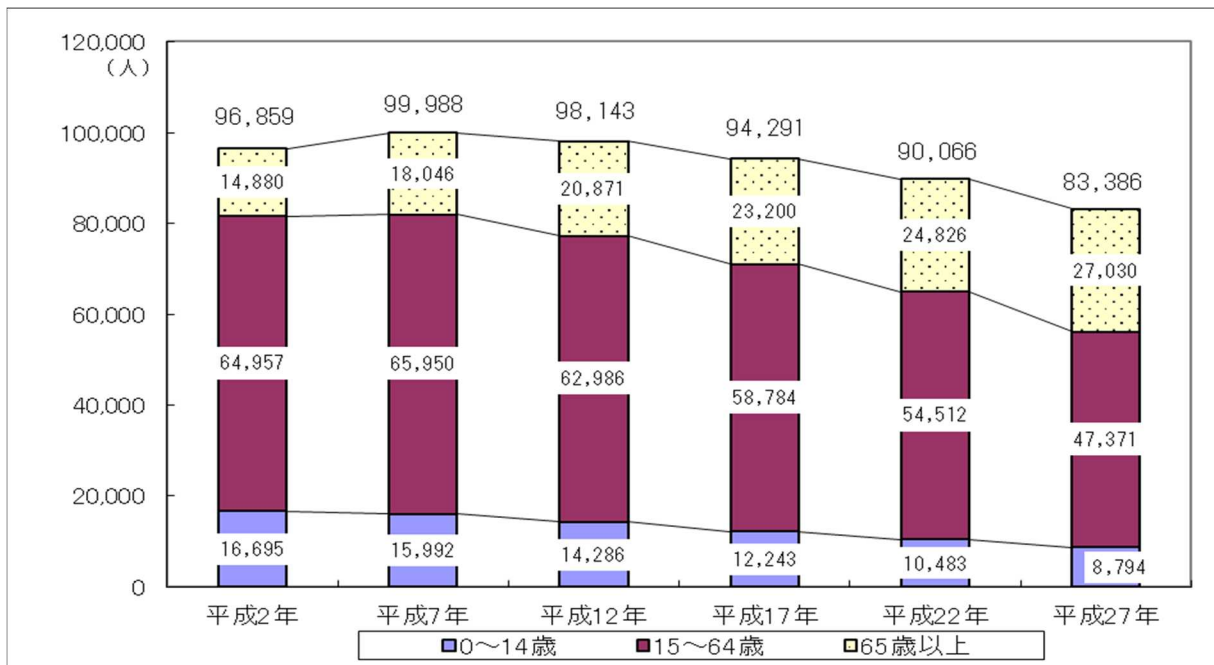
全国の高齢化率は26.6%であるのに対して、当市では地域によっては人口の4割～5割以上を65歳以上の高齢者が占め、当市の高齢化率の高さを顕著に示しており、少子高齢化の傾向が顕著である。

**【年齢階層別の人口並びに割合】** (人)

	日光市					
	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域	
人口	85,072	59,656	13,155	8,894	2,061	1,306
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
うち15歳未満	8,769	6,893	1,062	677	84	53
	10.3%	11.6%	8.1%	7.6%	4.1%	4.1%
うち15～65歳未満	48,614	35,402	6,857	4,809	877	669
	57.15%	59.3%	52.1%	54.1%	42.5%	51.2%
うち65歳以上	27,689	17,361	5,236	3,408	1,100	584
	32.55%	29.1%	39.8%	38.3%	53.4%	44.7%

(平成28年12月現在：住民基本台帳)

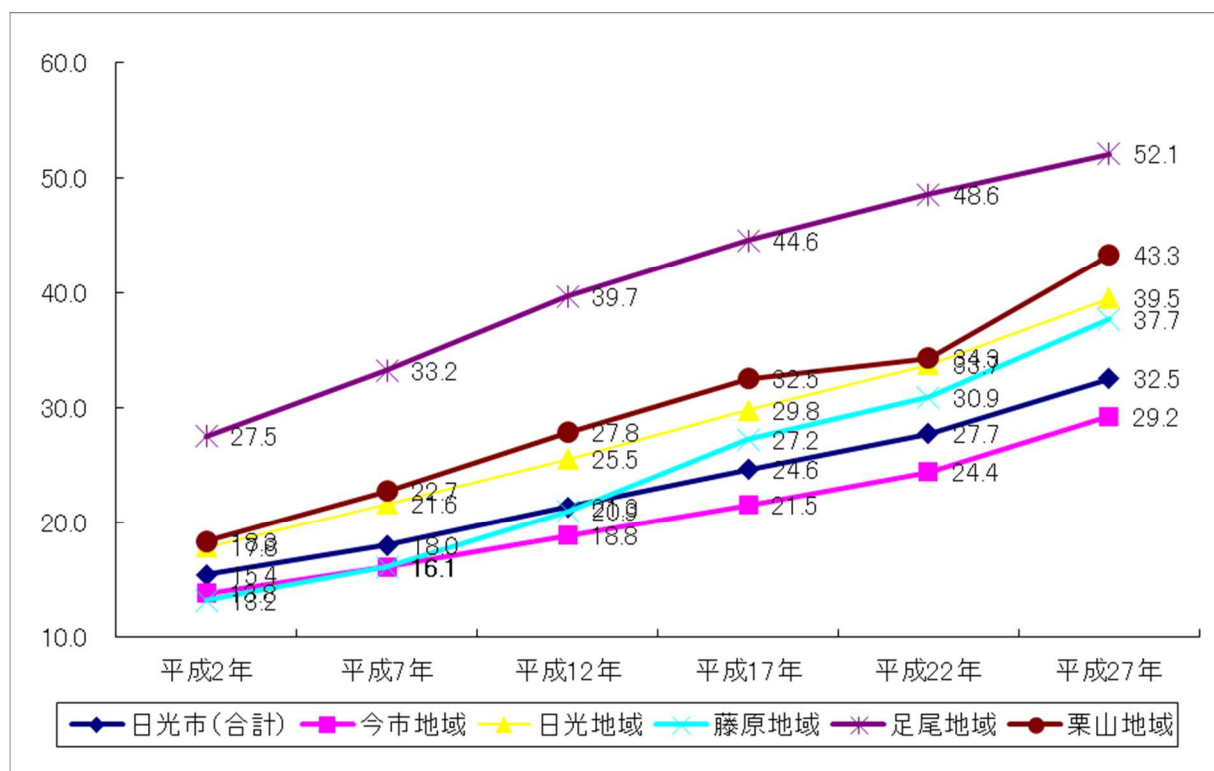
**【年齢階層別の人口推移】**



(国勢調査)

※ 平成2年、平成17年、平成22年、平成27年の総人口は、年齢不詳を含む。

**【65歳以上人口の推移】**



(国勢調査)

### 第3 土地利用状況

当市の総面積は1,449.87km<sup>2</sup>で、うち森林面積が1,256.71 km<sup>2</sup>と全体の86.7%を占め、宅地面積は23.02 km<sup>2</sup>で全体の1.6%と少ない。地域別にみると、今市地域は農用地の面積の割合が20.9%と比較的高く、森林面積は54.9%と半分程度となっている。

日光・藤原・足尾・栗山の各地域では、森林面積が約89%～97%を占め、可住地面積が少ないのが特徴である。

#### 【地目別面積】

(km<sup>2</sup>)

	日光市					
	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
総面積	1,449.87	243.54	320.90	272.27	185.79	427.37
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農用地	66.05	50.79	4.19	5.19	0.66	5.22
	4.6%	20.9%	1.3%	1.9%	0.4%	1.2%
宅地	23.02	13.69	5.13	2.59	1.04	0.57
	1.6%	5.6%	1.6%	1.0%	0.6%	0.1%
森林	1,256.71	133.63	284.74	251.62	179.39	407.33
	86.7%	54.9%	88.7%	92.4%	96.6%	95.3%
湖沼	17.84	0.00	12.15	33.10	0.00	2.59
	1.2%	0.0%	3.8%	1.1%	0.0%	0.6%
その他	86.25	45.43	14.69	9.77	4.70	11.66
	5.9%	18.7%	4.6%	3.6%	2.5%	2.7%

(栃木県統計年鑑／森林は県森林・林業統計書より)  
(湖沼については、池沼及び主要湖沼(中禅寺湖)の面積)

## 第4 経済・産業の状況

当市は、日光東照宮や輪王寺、中禅寺湖を有する日本屈指の観光都市であるため、飲食・宿泊業を中心とした観光関連産業の就業者が多い。平成22年の国勢調査では、第3次産業の就業者が29,102人にのぼり、全就業者数の64.5%を占める。次いで多い第2次産業については、市域に製造業の企業が立地していることもあり、ほとんどが製造業の就業者である。第1次産業については、平地部では水稻作を中心とした土地利用型農業と花き栽培が盛んであり、山間部では高冷地野菜や肉牛繁殖が主となっている。

### 【産業別就業者数】

(人)

全体		第1次産業		第2次産業		第3次産業		その他	
45,149	100.0%	2,315	5.1%	12,549	27.8%	29,102	64.5%	1,183	2.6%

(平成22年国勢調査)

## 第5 交通の状況

当市の交通網は、鉄道や、国道、主要地方道などの主要幹線により、大きく2つに形成されている。1つは、宇都宮市方面から今市地域、日光市街地、奥日光、足尾地域を経て、群馬県へ通じる交通網である。もう1つは、鹿沼市方面から今市地域、鬼怒川温泉市街地、川治温泉、栗山地域を経て、福島県へ通じる交通網である。

このような中で、特に、市街地から離れ、群馬・福島両県に接する奥日光、足尾地域、栗山地域は、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合は、地域が孤立するという懸念がある。

また、当市は、年間を通じ保養のための温泉施設、レジャー施設、世界遺産を見学に訪れる観光客は多く、交通網は観光路線としての役割も大きい。

### 1 道路の位置等

国道119号及び国道120号のバイパスとして宇都宮市と当市を結ぶ延長30.7kmの地域高規格道路である日光宇都宮道が市の東南部を通過している。

国道119号は、日光地域神橋を起点に今市地域中心部を通り国道121号と交差し、宇都宮市に抜けている。国道121号は鹿沼市から今市地域、藤原地域を抜け福島県に通じている。また、神橋から国道120号は、日光地域いろは坂を通り群馬県に抜けている。日光地域細尾大谷橋から足尾方面に国道122号が延びている。

### 2 鉄道の位置等

当市内には、JR日光線、東武日光線、東武鬼怒川線のほかに、地方鉄道として、野岩鉄道会津鬼怒川線、わたらせ渓谷鐵道わたらせ渓谷線の2路線がある。

JR日光線は、宇都宮駅から今市駅、日光駅を結んでいる。東武日光線は、東京浅草駅から下今市駅を経て、東武日光駅に至る路線である。東武鬼怒川線は、下今市駅から鬼怒川温泉駅を経由し、新藤原駅に至る路線である。野岩鉄道会津鬼怒川線は、新藤原駅と福島県会津高原尾瀬口駅を結び、会津鉄道に連結されている。また、足尾地域には、間藤駅と群馬県桐生駅を結ぶ、わたらせ渓谷鐵道が通っている。

第1編 総論

第6 住宅の状況

住宅の総棟数は37,915棟で、そのうち木造家屋は33,884棟と全体の89.4%を占めている。地域別にみると、足尾地域、栗山地域は特に木造家屋の割合が高くなっている。

【住宅の状況】

(棟)

地域等	木造家屋		非木造家屋		総棟数
	S56年以前	S57年以降	S56年以前	S57年以降	
日光市	18,121	15,763	1,286	2,745	37,915
	47.8%	41.6%	3.4%	7.2%	100.0%
今市地域	10,450	11,229	622	1,575	23,876
	43.8%	47.0%	2.6%	6.6%	100.0%
日光地域	5,259	2,386	348	454	8,447
	62.3%	28.2%	4.1%	5.4%	100.0%
藤原地域	1,014	1,512	280	646	3,452
	29.4%	43.8%	8.1%	18.7%	100.0%
足尾地域	1,269	331	29	45	1,674
	75.8%	19.8%	1.7%	2.7%	100.0%
栗山地域	129	305	7	25	466
	27.7%	65.4%	1.5%	5.4%	100.0%

(平成18年1月1日現在：市課税台帳)

## 第4節 日光市の災害対策の課題と目指す方向

## 第1 現状課題とその対応

## 1 全市的な観点

## 《広大な面積がもたらすもの》

現状課題	主な対応
<p>○当市は、県土のおよそ4分の1を占めるといふ広大な面積を有する。土地利用も、市街地、農村部、山間部などで、かなりの相違が見られる。</p> <p>○特に、周囲を山地に覆われ、群馬・福島両県に接する奥日光、三依地区、足尾地域、栗山地域などは、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合は、地域が孤立するという懸念がある。</p> <p>○防災行政無線(移動系・同報系)は、電波法関係審査基準の改正により、アナログからデジタルへの移行が必要である。</p> <p>○当市の移動系は全地域で整備されているが、同報系は今市・栗山地域が未整備である。</p> <p>○当市は、世界遺産や貴重な文化財などの観光資源に恵まれ、国内外から数多くの観光客が訪れる観光のまちである。</p>	<p>○各地域の防災体制の相互活用、補完機能の構築などにより、広大な面積をカバーしう実効性を伴った対策を講じる必要がある。</p> <p>○関係機関との連携の強化、群馬・福島両県の各市町との連携を視野に入れた対応が求められている。</p> <p>○移動系の周波数を統一するとともに、同報系の未整備地域も共通の周波数での整備を図る必要がある。また、防災行政無線のデジタル化等を進め、広大な面積をカバーしうる消防防災通信ネットワーク体制を築く必要がある。</p> <p>○観光のまちという、地域特性を踏まえ、観光客の安全確保などにも十分に配慮していく必要がある。</p>

## 《人口減少と少子高齢化がもたらすもの》

現状課題	主な対応
<p>○当市の総合計画(基本構想原案)は、平成37年の総人口を76,400人と設定し、かなりの人口減少と少子高齢化の進行を予測している。</p> <p>○とりわけ、山間部の人口減少と少子高齢化は顕著であり、今後も過疎化が進み、高齢化率が50%を超える、いわゆる高齢化集落が増える見込みである。</p> <p>○こうした中で、今後、山間部をはじめとする地域社会は、これまで育ててきた互助機能をどう維持するかが大きな課題となる。</p>	<p>○高齢者などへの災害時の配慮として、災害や避難に関する情報伝達や避難誘導方法を周知する必要がある。</p> <p>○互助の中核となる自主防災組織の結成支援に加え、高齢化集落対策などを進める必要がある。</p> <p>○集落間の連携、ボランティア・NPOなどの支援活動などを検討し、互助機能の維持に努める必要がある。</p>

《豊かな自然環境と異常気象等がもたらすもの》

現状課題	主な対応
<p>○当市は豊かな自然に恵まれ、総面積の約87%を森林が占めている。森林地帯には、急傾斜地や溪流などの小河川が無数にあり、地すべりや土石流など数多くの危険箇所が存在している。</p> <p>○こうした危険箇所を中心に、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等の警戒区域や特別警戒区域が数多く指定されている。</p> <p>○大谷川、鬼怒川、渡良瀬川などの主要河川は、河川・砂防工事により各種予防対策が実施され、安全度は向上している。</p> <p>○近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発し、数多くの高齢者が被災している。国でも、その対策づくりが進んでいる。</p>	<p>○災害危険箇所の点検を行い、市民に周知を図る必要がある。</p> <p>○「土砂災害警戒区域」等に指定された危険箇所については、「土砂災害ハザードマップ」を作成し、警戒避難体制の整備に努める。</p> <p>○当市では、風水害による大きな被害は生じていないが、これまでにない対策を講じる必要がある。</p> <p>○高齢者や障がいのある人などの援護が必要となる方々に対し、避難行動要支援者対策を具体的に進める必要がある。</p>

《地震がもたらすもの》

現状課題	主な対応
<p>○当市は、昭和24年12月の今市地震以後、大きな被害は発生していない。</p> <p>○当市内には、木造建築物が数多くあり、特に住家が密集する市街地では、建物の倒壊や火災の同時多発などのおそれがある。</p> <p>○地震による強い揺れを事前に知らせる「緊急地震速報」が平成19年10月から開始されているため、市民への周知を検討する必要がある。</p>	<p>○木造建築物の耐震診断の必要性を啓発する。また被災時には、被災住宅等の危険度判定を行う必要がある。</p> <p>○緊急地震速報などを当市の同報系防災行政無線を自動起動により、市民に知らせるシステム整備を進める。</p>

2 各地域別の観点

	現状課題
今市地域	<p>○今市市街地は人口密集地。木造建物が多く、隣棟間隔のほとんどない密集市街地であり、建物の倒壊や火災の同時多発などのおそれがある。</p> <p>○住宅における木造建物の割合は、90.8%で、そのうち昭和56年以前の木造建物の割合は、43.8%である。</p> <p>○土砂災害危険箇所の警戒区域や特別警戒区域として、251箇所（平成26年4月1日現在）が指定。平成27年の関東・東北豪雨では、死者1名を出した他、多くの家屋被害が発生している。</p> <p>○地震では、昭和24年に発生した今市地震で、死者・行方不明者10名、多くの建物の全半壊など、大きな被害を出している。</p>



	現状課題
日光地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今市地域に次いで人口が集積。高齢化率は39.8%と高く、高齢化が進行。</li> <li>○住宅における木造建物の割合は、90.5%で、藤原地域に次いで非木造の割合が高い。そのうち昭和56年以前の木造建物の割合は62.3%となっており、足尾地域に次いで高い。</li> <li>○世界遺産、国宝をはじめ重要文化財を多く抱える国際観光地であり、防災上の配慮が必要である。</li> <li>○奥日光などは、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合は、地域が孤立する懸念がある。</li> <li>○土砂災害危険箇所の警戒区域や特別警戒区域として、263箇所（平成26年4月1日現在）が指定。台風、大雨によって、家屋浸水や土砂崩れによる道路の被害が時折発生しているが、大きな被害は発生していない。</li> </ul>
藤原地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1世帯当たり構成人員は1.97人と低く、核家族化が進行。</li> <li>○住宅における木造建物の割合は、73.2%で、市内で最も非木造の割合が高い。そのうち昭和56年以前の木造建物の割合は29.4%である。</li> <li>○わが国を代表する観光地を抱え、大きなホテルが立ち並び、かなりの宿泊客を見込まれるため、防災上の配慮が必要である。</li> <li>○三依地区などは、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合は、地域が孤立する懸念がある。</li> <li>○土砂災害危険箇所の警戒区域や特別警戒区域として、192箇所（平成26年4月1日現在）が指定。平成27年の関東・東北豪雨では土砂災害により、多くの家屋被害が発生している。</li> <li>○昭和55年には川治プリンスホテルの火災によって、死者45人、負傷者22人の大惨事が発生している。</li> </ul>
足尾地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成27年国勢調査の人口減少率は、21.2%。高齢化率は53.4%、1世帯当たり構成人員は1.61人で、市内で最も高齢化・核家族化が進行し、高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者の割合が最も多いと推測される。</li> <li>○住宅における木造建物の割合は95.6%で、市内で最も高い。そのうち昭和56年以前の木造建物の割合は75.8%となっており、市内で最もその割合が高い。</li> <li>○足尾地域では、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合は、地域が孤立する懸念がある。</li> <li>○土砂災害危険箇所の警戒区域や特別警戒区域として、122箇所（平成26年4月1日現在）が指定。台風、大雨で、家屋浸水や土砂崩れによる道路の被害等が時折発生しているが、大きな被害は発生していない。</li> <li>○簗子橋堆積場をはじめ13箇所の捨石・鉱さい堆積場があり、安全対策上の配慮が必要である。</li> </ul>
栗山地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成27年国勢調査の人口減少率は、26.7%。高齢化率は44.7%、1世帯当たり構成人員は2.02人と低い。足尾地域に次いで、高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者の割合が多いと推測される。</li> <li>○住宅における木造建物の割合は、93.1%で、そのうち昭和56年以前の木造建物の割合は27.7%となっており、市内でその割合が最も低い。</li> <li>○栗山地域は、交通アクセスが限定され、災害により主要幹線が寸断された場合</li> </ul>

	現状課題
	<p>は、地域が孤立する懸念がある。</p> <p>○土砂災害危険箇所の警戒区域や特別警戒区域として、107箇所（平成26年4月1日現在）が指定。台風、大雨で、道路の被害等が時折発生しているが、大きな被害は発生していない。平成13年の台風15号の被害では、死者1名を出している。</p> <p>○平成9年には、川俣国有林の火災により、約6ヘクタールを焼失した。</p>

注1 老年人口比率・1世帯当たり構成人員は、平成25年1月の住民基本台帳による。

注2 昭和56年6月1日に改正建築基準法施行令が施行され、構造基準が強化。

## 第2 目指す方向

今後、市域における防災力の向上を図るため、社会基盤、都市基盤、治水施設の整備等によるハード対策ばかりでなく、自主防災組織をはじめとする地域、市民やボランティア団体等の多様な主体との連携による防災体制の充実等のソフト対策を組み合わせ、総合的に防災対策を進めていくものとする。

また、市民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会、自主防災組織などの「互助・共助」、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域を創造するものとする。

さらには、広大な市域を見すえ、群馬・福島両県を含む近隣市町村との連携強化に努めるとともに、災害時応援協定の整備に取り組んでいく。

## 第3 主な取組内容

### 1 広大な面積をカバーしうる実効性のある防災体制の確立

日光市は、広大な市域を有し、かつ、2つの水系や複数の山地を有するという自然特性などから、地震被害や風水害等の甚大な被害が市の全域に及ぶというよりも、特定の地域に発生することが想定される。

そこで、これまでに培ってきた各地域の防災体制を有効に相互活用して、市全体が補完しあう防災体制の構築が重要であり、災害発生地域へのバックアップ体制を構築していくものとする。

また、大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、密集市街地等での耐震型居住空間の形成などの防災基盤の充実、県、他市町村間の相互応援協力体制の整備などを進める。

### 2 総合的な風水害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、流域の安全を確保する必要がある。

ハード対策については、国・県と連携し、砂防工事など安全対策に係る社会基盤の整備などを図るものとする。ソフト対策については、災害危険箇所の点検調査、土砂災害ハザードマップの作成とともに、災害危険箇所における警戒情報などの連絡体制を整備する。

### 3 被害最小化に向けた防災体制の充実

想定をはるかに上回る規模の災害の発生に対応するために、迅速な初動体制を図ることができる、実践的・機動的な「職員初動マニュアル」及び本計画に基づく「各種マニュアル」に毎年検討を加えるとともに、被害最小化に向け防災行政無線や消防無線など防災情報基盤の充実を図るものとする。

また、ハザードマップの活用による警戒区域等の認知等の手法を採り入れながら、地域住民による防災行動を支援していくものとする。

### 4 避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者支援に関する具体的な方法や体制を定めることを目的に、平成20年度に市が策定した「日光市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、災害時の一連の行動に支援を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児など、避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、市と地域住民とが連携し、避難支援体制の整備を図るものとする。

### 5 自主防災組織の結成・育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが大切である。災害発生時はもちろん、日常においても、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むための体制づくりとして「自主防災組織」の結成・育成支援を図るものとする。